

しおや聖苑における施設利用制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置づけが変更されることに伴い、令和5年5月8日より、しおや聖苑の利用方法について下記のとおり変更いたします。

1 参列者人数

人数の制限はいたしません。

2 飲食

制限を解除し、アルコール類についても可とします。

※なお、飲食で出たごみはお持ち帰りください。

3 売店

再開するとともに、アルコール類の販売も再開します。

4 新型コロナウイルス感染症により亡くなられたご遺体の場合、情報共有シート及び死亡診断書の提出をお願いしていましたが、提出は不用となります。

今後も斎場運営につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。